

6月 情報ひろば

！ イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福祉

長寿社会課からのお知らせ

- 問 本庁舎長寿社会課
 - TEL 0857-30-8211 ①
 - TEL 0857-30-8212 ②
 - TEL 0857-30-8213 ③・④・⑤・⑥
 - TEL 0857-20-3906
 - 問 各総合支所市民福祉課(12階)
 - 問 各地域包括支援センター(12階)
- 【①軽度家事援助事業】
ひとり暮らしの高齢者などが、本人や介護者のケガや病氣などに

はり・きゆう・マッサージの助成

- 問 本庁舎保険年金課
 - TEL 0857-30-8225
 - TEL 0857-20-3906
 - 問 各総合支所市民福祉課(12階)
- 対 75歳以上の入または65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、所得税および市民税が非課税かつ後期高齢者医療保険料を納付済の人 額 1回あたり千円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は令和4年5月31日

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している人へ



- 問 鳥取年金事務所 TEL 0857-27-8311
- URL https://www.nenkin.go.jp
- 問 本庁舎保険年金課
- TEL 0857-30-8224 TEL 0857-20-3906

免除、納付猶予の申請年度 7月～翌年6月

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している人は、臨時特例措置により、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで保険料の免除申請などをすることができます。

※6月までに申請をされた人で、7月以降も引き続き免除を希望される場合は、改めて同様の申請手続きが必要

学生納付特例の申請年度 4月～翌年3月

学生納付特例の申請も、学生本人の収入が減少した場合は、臨時特例措置により申請ができます。※3月以前と4月以降については、それぞれの申請手続きが必要

【申請手続き先】

本庁舎9番国保と年金窓口、鳥取年金事務所
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による申請も推奨しています。

◆「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間については年金の受給資格期間に入りますが、納付したときと比べると将来の受給額は少なくなります。これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

ただし、3年度以上経過した保険料は経過期間に応じて加算額が上乗せされますので、お早めに追納することをおすすめします。

詳しくは本庁舎9番国保と年金窓口、各総合支所市民福祉課または鳥取年金事務所へ。手続きの方法や申請書などは日本年金機構のホームページをご覧ください。

- 凡例 時 〓 日時 所 〓 場所 容 〓 内容 対 〓 対象 案 〓 条件 員 〓 定員 数 〓 数量 額 〓 支給・助成額など
- 料 〓 料金 募 〓 募集期間・方法 受 〓 受付 持 〓 持参するもの 問 〓 問い合わせ先

よって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣 ※要介護・要支援認定後は、介護保険サービスで対応できない部分の援助に限定 内 掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助 対 おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者 料 30分あたり80円(11時間以内/月)

【②高齢者住宅改修費の助成など】
容 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止のための床材変更、引き戸などへの扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替えなど
※新築・増築の場合は対象外
対 △(1)介護保険住宅改修費・介護保険の「要支援」「要介護」認定者 △(2)高齢者居住環境整備費 △(1)に該当する者で、本人および同一住所を有する者全員が市民税非課税 ※(1)・(2)は併用可 (1)を優先) 額 △(1)介護保険住宅改修費の対象工事費(上限20万円)の7割～9割 △(2)高齢者居住環境整備費の対象工事費(上限80万円)のうち、20万円までは3分の2、20万円超～80万円までは2分の1を乗じた額(最高43万3千円)

【③おれんじドアとつとり】
時 6月24日(木) 10:00～12:00
所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者同士の交流の場 料 無料

【④オレンジガーデニングプロジェクト】
容 9月のアルツハイマー月間にむけて、認知症啓発シンボルカラーのオレンジ色の花(マリーゴールド)の種を配布。※1人1袋、数に限りあり 時 6月7日(月)～11日(金) 所 長寿社会課、各地域包括支援センター

【⑤認知症になっても安心して生活できるように認知症初期集中支援チームがお手伝い】
認知症についての知識を持つ医療・介護の専門職がチームを組んで、認知症の初期段階の人や、認知症と診断されたが本来必要な医療や介護サービスを受けていない人などに、集中的に支援を行います。認知症に関すること、認知症初期集中支援チームに関することは、お住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。

【⑥認知症介護家族の集い】
時 6月11日(金) 10:00～12:00
所 本庁舎3階会議室3-1 料 無料
認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
問 認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部) 毎週月～金 10:00～18:00
TEL 0859-37-6611
問 認知症疾患医療センター(渡辺病院) 0857-39-1151

【⑦市民後見人養成講座】
問 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」
TEL 0857-24-3320
時 7月24日～9月18日(原則毎週土曜日午後) 所 さざんか会館3階会議室 員 20人 ※定員を超えた場合は選考 料 無料(別途テキスト代約7千円が必要)
募 6月1日(火)～7月2日(金)の間に、申込用紙とエントリーシートを記入のうえ、問い合わせ先まで

令和3年6月1日現在で児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届(6月中旬に郵送)を提出してください。
受 6月10日(木)～30日(水)
▽提出方法:郵送(返信用封筒を同封)、本庁舎6階第2会議室か各総合支所市民福祉課窓口(持参、とつとり電子申請サービスで提出) 持 △会社に勤務している人:受給者の健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書
▽別居監護申立書(受給者と児童の住所が異なる場合のみ必要)

令和3年6月1日現在で児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届(6月中旬に郵送)を提出してください。
受 6月10日(木)～30日(水)
▽提出方法:郵送(返信用封筒を同封)、本庁舎6階第2会議室か各総合支所市民福祉課窓口(持参、とつとり電子申請サービスで提出) 持 △会社に勤務している人:受給者の健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書
▽別居監護申立書(受給者と児童の住所が異なる場合のみ必要)

※現況届を提出しないと、手当の支給ができなくなったり、遅れたりすることがありますのでご注意ください。※公務員は勤務先への提出が必要
ひきこもりサポーター養成研修会(オンライン)
問 とつとりひきこもり生活支援センター
TEL 0857-20-0222
TEL 0857-30-1202
容 ひきこもりに関する基本的な知識、支援方法ほか 時 6月23日(水) 13:30～15:00 所 県庁第2庁舎第22会議室 ※WEB環境の整備が難しい人に限り、現地参加も可 員 オンライン:100人、現地参加:20人
料 無料 募 6月16日(水)までに、とつとりひきこもり生活支援センターのホームページの専用フォームで申し込むか、掲載している申込用紙に必要事項を記載のうえ、郵送かファクシミリで問い合わせ先まで ※中止の場合は、前日18:00までに当センターのホームページに掲載

令和3年6月1日現在で児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届(6月中旬に郵送)を提出してください。
受 6月10日(木)～30日(水)
▽提出方法:郵送(返信用封筒を同封)、本庁舎6階第2会議室か各総合支所市民福祉課窓口(持参、とつとり電子申請サービスで提出) 持 △会社に勤務している人:受給者の健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書
▽別居監護申立書(受給者と児童の住所が異なる場合のみ必要)

令和3年6月1日現在で児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届(6月中旬に郵送)を提出してください。
受 6月10日(木)～30日(水)
▽提出方法:郵送(返信用封筒を同封)、本庁舎6階第2会議室か各総合支所市民福祉課窓口(持参、とつとり電子申請サービスで提出) 持 △会社に勤務している人:受給者の健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書
▽別居監護申立書(受給者と児童の住所が異なる場合のみ必要)